

令和7年度未利用県有地一時貸付実施要項

未利用県有地について、売却処分等を行うまでの間の暫定活用策として、管理上支障のない範囲で、一定の用途に限って、一時的に貸付けを行います。

一時貸付けは、有償となり、貸付期間が満了した場合は直ちに原状回復の上、返還していただく必要があります。

1 貸付用途

建物所有（仮設を除く）を伴わない臨時的・一時的な使用であって、借地権等の権利が付着しない用途に限ります。

（１）貸付できる用途（例示）

- ① 資材置場や駐車場など一時的に使用する場合
- ② 地域のイベント、展覧会など短期的な催しに使用する場合
- ③ 仮設店舗、仮設倉庫など臨時的・暫定的な建物所有に使用する場合

（２）貸付できない用途（例示）

- ① 風俗営業、暴力団の事務所、公序良俗に反する用途、政治的・宗教的中立を損なう用途、その他社会通念上不適切と判断されるもの。
- ② 産業廃棄物置場、砂利・砂・残土置場、振動・騒音・悪臭の著しい場合など、管理上又は環境保全上不適切と判断されるもの。
- ③ 建物の建設を伴うもの（仮設を除く。）、堅固な基礎を要するもの。

2 貸付期間

物件ごとに定める貸付可能期間内で、1年未満の希望する期間とします。

※ 貸付けは、原則として連続する期間とします。

※ 貸付日から1年未満であれば、貸付可能期間を過ぎても貸付けが可能な物件もありますので、資産高度利用推進課までご相談ください。

※ 貸付はあくまで一時的な使用目的の場合に限ります。一時貸付を連続して申込むことはできません。詳細は資産高度利用推進課までお問い合わせください。

3 返還時の原状回復

返還するときは、原状回復することが条件となります。

4 仮申込み

借受けたい物件について、仮申込みをしてください。

(1) 受付期間及び時間

随時、受付しています。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)

(2) 申込方法

別紙の普通財産一時貸付仮申込書兼貸付申請書を1部作成し、持参又は郵送により提出してください。(貸付先決定後は、当該書類を貸付申請書とみなします。)

(3) 申込先

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

山梨県 総務部 資産高度利用推進課 TEL 055-223-1342

5 貸付先の決定方法

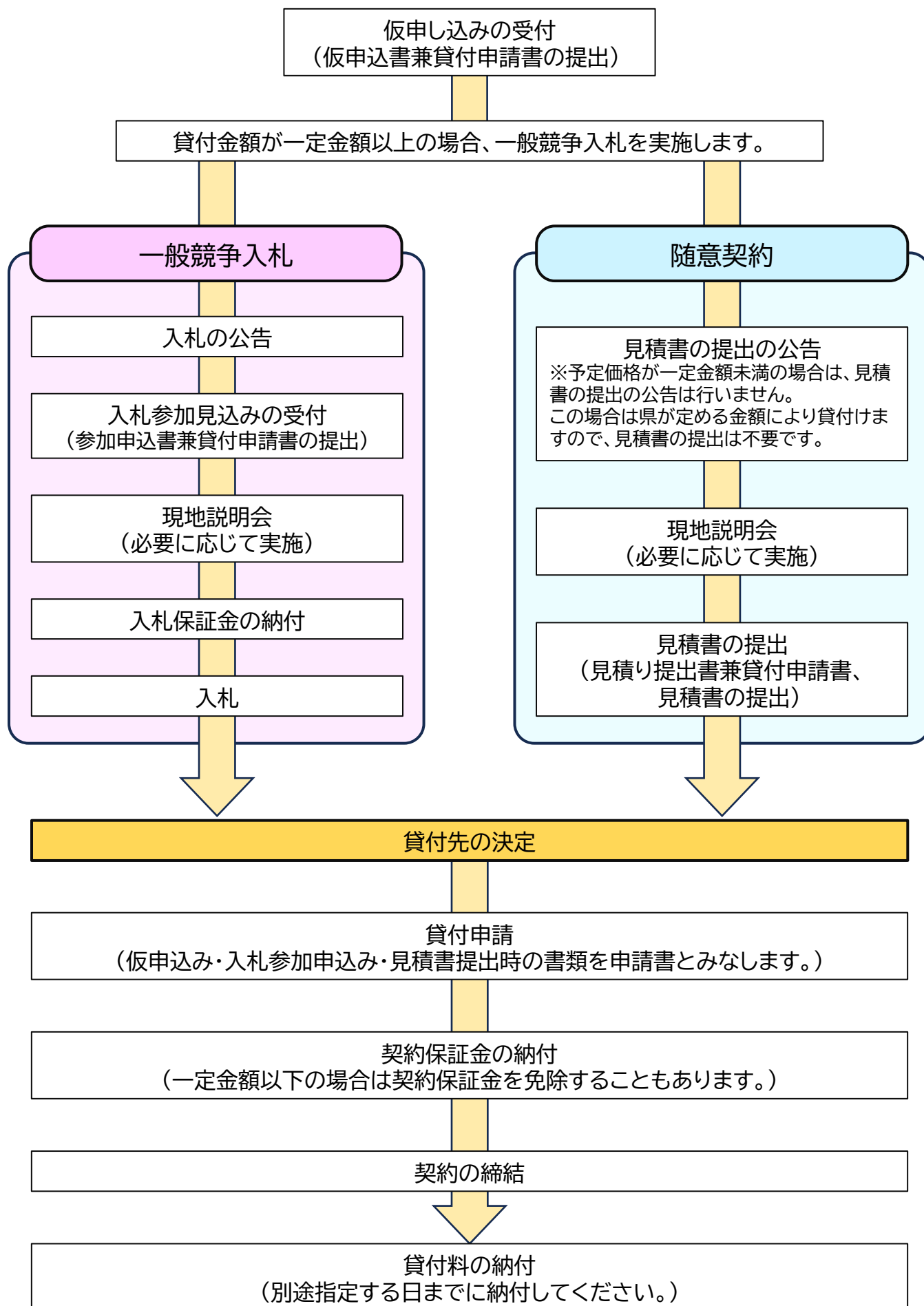
仮申込みの内容を貸付条件として、一般競争入札又は随意契約により貸付先を決定します。(ただし、予定価格が一定金額未満の場合は、見積書提出の公告は行いません。この場合は、県が定める金額により貸付けますので、見積書の提出は不要です。) また、市町村等から公共利用の申込みがあった場合は、公共利用を優先します。

なお、仮申込みの使用期間が重複した場合は、未利用県有地の有効活用を図るという観点から、使用期間の長いものを基準として入札等を実施します。

(例) A社 8/1 ~ 11/30 122日間
 B社 8/1 ~ 8/31 31日間

この場合は、A社の期間(8/1~11/30)で一般競争入札等を実施します。

◆貸付までの主な流れ



山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

仮申込者 住所
(借受人) ふりがな
氏名 印
生年月日 年 月 日
連帯保証人 住所
ふりがな
氏名 印
生年月日 年 月 日
電話番号

普通財産一時貸付仮申込書兼貸付申請書

次の普通財産を次のとおり借り受けたいので仮申込みします。

なお、本申込みによる手続きによって、私が貸付先として決定した場合は、本書類をもって、貸付申請書とみなして下さるようお願いいたします。

- 1 所在地及び地番
- 2 普通財産の区分、種目、名称、構造及び数量
 - (1) 区分、種目
 - (2) 名 称
 - (3) 数 量
- 3 借受目的及び用途
- 4 借受希望期間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで
- 5 希望賃貸料
- 6 誓約

自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 7 添付書類
 - (1) 戸籍抄本(法人等にあつては定款等の写し)
 - (2) 利用計画(様式は任意)
 - (3) 関係図面(様式は任意、位置図、使用する内容を平面図に明記)
 - (4) 申請者が法人(法人でない団体の代表者又は管理人の定めがあるものを含み、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。)である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類